

	<p>その結果、平成 22 年 3 月末現在で、約 1,451 市区町村から協力いただける旨の回答をいただき、同月末までに 1,347 の市区町村において調査を行っていただきました。その結果、調査対象 41,530 人のうち、26,780 人の電話番号や住所等が把握され、市区町村及び年金事務所における確認により、5,508 人について記録がご本人のものであることを確認できました。また、これらの方のうち、申し出をいただき記録の訂正が行われた方は 2,656 人であり、当該記録訂正による年金額の増加額の合計は約 1 億 2,753 万円となりました。</p>
<p>(4) 年金記録情報総合管理・照合システムによるコンピュータ記録と紙台帳の突合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金記録情報総合管理・照合システムの構築に向けて、紙台帳の電子画像化、アプリケーションソフトの開発、サーバ等のハード機器の整備等を進めるとともに、紙台帳とコンピュータ記録との突合せに向けて、第 1 次審査要員の確保等必要な調達手続きを進める。 	<p>○コンピュータ上で管理されている年金記録を正確なものとするため、紙台帳等で管理されていた記録の内容とコンピュータ記録との突合せを行うこととし、そのために必要となる紙台帳検索システム（年金記録情報総合管理・照合システム）の構築に向け、紙台帳の電子画像化、アプリケーションソフトの開発、機器の整備等を進めました。</p> <p>また、紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業については、今後、平成 22 年秋頃までに開始することとし、そのために必要となる突合せ作業マニュアルの策定や突合せ業務の外部委託の調達に向けた手続き等の準備を進めました。</p>

平成21年度計画	平成21年度計画に対する取組状況																											
<p>(5)年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行なうための体制を整備する。 	<p>○平成22年1月の機構発足時においては、社会保険庁における豊富な業務経験を有する職員の減少や、新規採用職員の配置に伴い新たな体制になったことにより、人員体制が十分に確保されなかった状況にあったため、年金事務所における再裁定(※8)の申出受付から本部への進達(※9)までに要する平均処理期間の短縮化に向けて、平均処理期間や未進達件数が増加している年金事務所に対して、1月以降の処理状況を把握したうえで、業務方法等について指導を行うなど、取組を推進しました。その結果、平均処理期間については0.6か月で横ばいですが、未進達件数については減少しました。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>＜用語解説＞</p> <p>(※8、※9)再裁定とは、年金受給者の受給権発生日以前の被保険者記録を訂正したことで年金の決定を改めて行う処理のことを言い、進達とは、その再裁定の申出書等を年金事務所(事務センター)から機構本部に送付する事務処理のことを言います。</p> </div> <table border="1" data-bbox="852 821 2036 960" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年1月</th> <th>平成22年2月</th> <th>平成22年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均処理期間</td> <td>0.6か月</td> <td>0.6か月</td> <td>0.6か月</td> </tr> <tr> <td>未処理件数</td> <td>2.5万件</td> <td>2.3万件</td> <td>2.0万件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○再裁定等の迅速な処理を行うため、平成22年1月中旬より、ブロック本部、年金事務所から複雑な事務処理に精通した職員90名を再裁定業務を行う本部に派遣し、事務処理体制の強化を図りました。</p> <p>○再裁定の平均処理期間については、平成22年3月末時点で2.3か月となっています。</p> <table border="1" data-bbox="852 1232 2054 1370" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年1月</th> <th>平成22年2月</th> <th>平成22年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均処理期間</td> <td>2.4か月</td> <td>2.4か月</td> <td>2.3か月</td> </tr> <tr> <td>未処理件数</td> <td>12.7万件</td> <td>11.1万件</td> <td>8.4万件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【別表3：機構発足以前からの処理状況の推移】</p>					平成22年1月	平成22年2月	平成22年3月	平均処理期間	0.6か月	0.6か月	0.6か月	未処理件数	2.5万件	2.3万件	2.0万件		平成22年1月	平成22年2月	平成22年3月	平均処理期間	2.4か月	2.4か月	2.3か月	未処理件数	12.7万件	11.1万件	8.4万件
	平成22年1月	平成22年2月	平成22年3月																									
平均処理期間	0.6か月	0.6か月	0.6か月																									
未処理件数	2.5万件	2.3万件	2.0万件																									
	平成22年1月	平成22年2月	平成22年3月																									
平均処理期間	2.4か月	2.4か月	2.3か月																									
未処理件数	12.7万件	11.1万件	8.4万件																									

○また、再裁定後の時効特例給付の処理期間については、平成22年3月末時点で2.9か月となっています。

	平成22年1月	平成22年2月	平成22年3月
平均処理期間	2.5か月	2.4か月	2.9か月
未処理件数	28.1万件	26.3万件	32.1万件

* 平成22年3月は、遅延特別加算金法の施行日が確定するまで、時効特例給付の支給決定を保留したことから、平均処理期間及び未処理件数が増加しています。

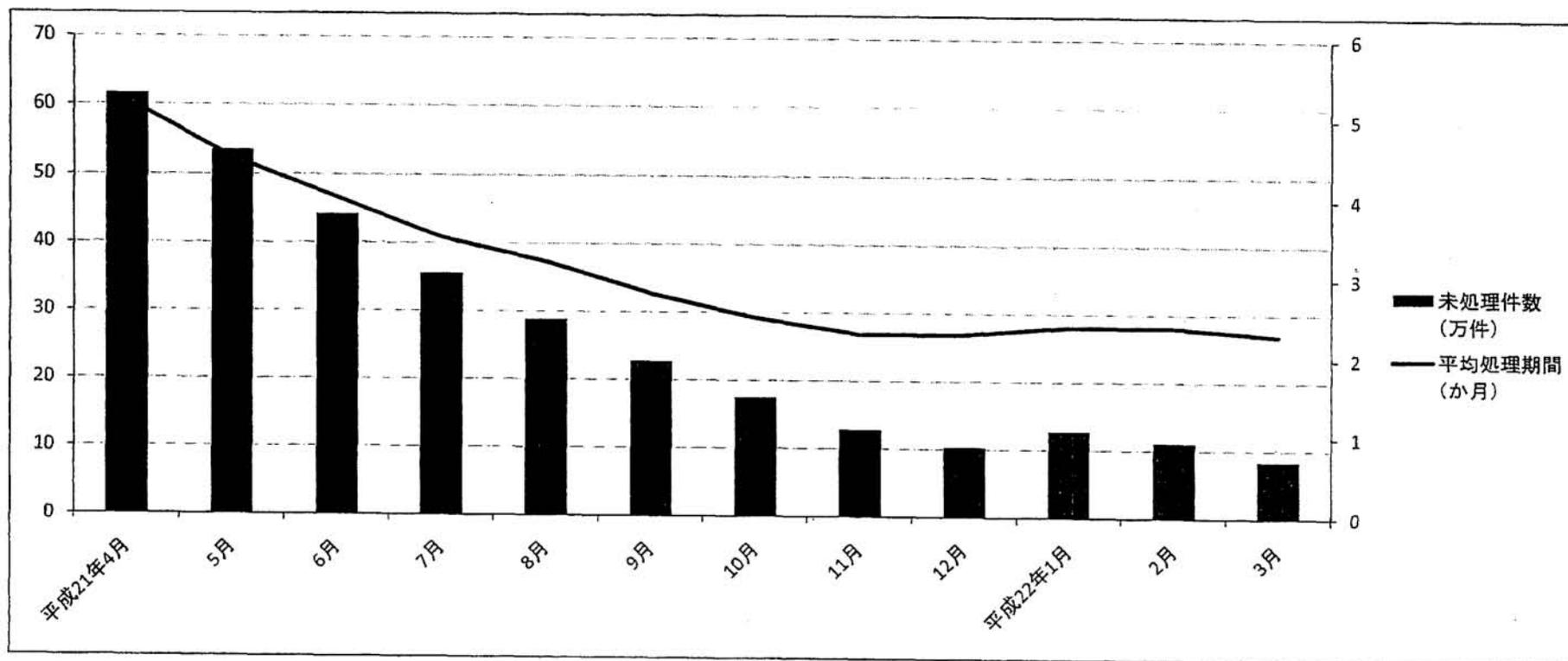
○なお、再裁定の処理の迅速化については、平成22年3月に策定した「工程表」において、以下の目標を掲げ、取り組むこととしました。

- ・年金事務所における再裁定の申出受付から本部への進達について、平均処理期間を0.5か月とすることを目指す
- ・再裁定の処理については、難易度の高い再裁定案件も含め、2.5か月程度（進達期間を合わせて3か月程度）で処理できることを目指す
- ・時効特例給付については、支払いのための期間を平成22年6月末までに概ね2か月程度とすることを目指す

○また、年金記録の訂正による年金額の増額は、平成22年1月から3月までで、約38億円となっています。

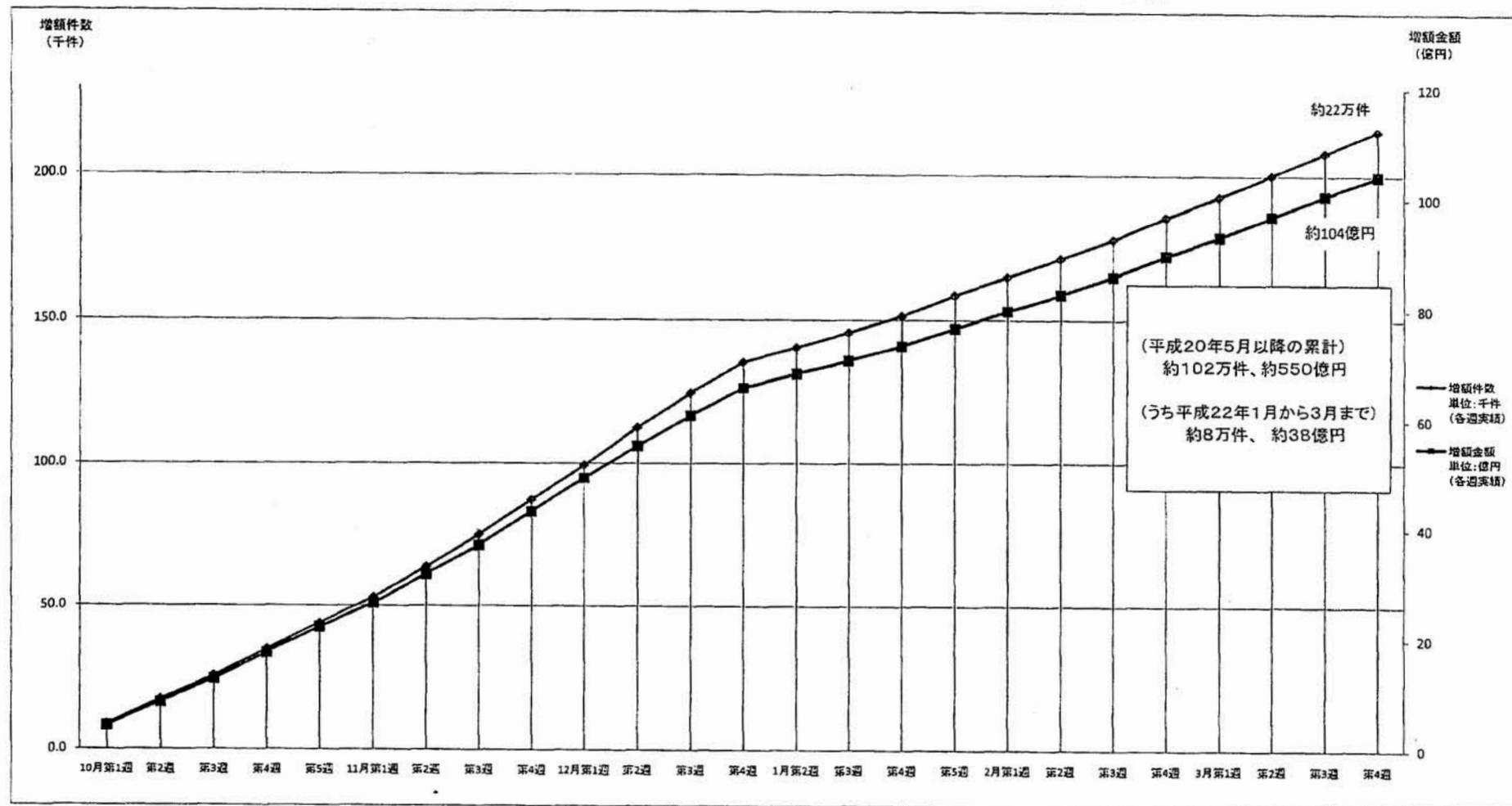
【別表4：記録訂正による年金額（年額）の増額（累計）】

機構本部で受け付けてから再裁定の処理に要する平均処理期間及び未処理件数の推移



	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
平均処理期間 (か月)	5.2	4.5	4.0	3.5	3.2	2.8	2.5	2.3	2.3	2.4	2.4	2.3
未処理件数 (万件)	61.7	53.6	44.2	35.5	28.8	22.8	17.4	12.8	10.3	12.7	11.1	8.4

記録訂正による年金額(年額)の増額[累積]



	10月					11月				12月				1月				2月				3月			
	10月第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	11月第1週	第2週	第3週	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週	第3週	第4週
増額件数 単位:千件 (各週実績)	8.7	17.2	25.5	34.6	43.8	52.8	63.3	74.6	86.9	99.2	112.5	124.5	135.3	140.5	145.7	151.5	158.6	164.9	171.3	177.9	185.6	192.6	200.2	208.0	215.5
	(8.7)	(8.5)	(8.3)	(9.1)	(9.2)	(9.0)	(10.5)	(11.3)	(12.3)	(12.3)	(13.3)	(12.0)	(10.8)	(5.2)	(5.2)	(5.8)	(7.1)	(6.3)	(6.4)	(6.6)	(7.7)	(7.0)	(7.6)	(7.8)	(7.5)
増額金額 単位:億円 (各週実績)	4.3	8.5	12.7	17.4	22.1	26.5	31.7	37.0	43.2	49.4	55.3	60.9	65.9	68.5	70.9	73.6	76.8	79.9	82.8	86.1	89.9	93.3	97.0	100.7	104.2
	(4.3)	(4.2)	(4.2)	(4.7)	(4.7)	(4.4)	(5.2)	(5.3)	(6.2)	(6.2)	(5.9)	(5.6)	(5.0)	(2.6)	(2.4)	(2.7)	(3.2)	(3.1)	(2.9)	(3.3)	(3.8)	(3.4)	(3.7)	(3.7)	(3.5)

(注1) この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

(注2) 週次報告を始めた平成21年10月第1週からの実績を累計したもの。

平成21年度計画	平成21年度計画に対する取組状況				
<p>(6)標準報酬等の遡及訂正事案についての実態 説明・迅速な記録回復</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者への「ねんきん定期便」や受給者への「厚生年金加入記録のお知らせ」の送付等により、ご本人に記録を確認していただくことを通じて、被害の救済を速やかに進める。 一定の条件を満たす場合には、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階での記録回復を行うことにより、被害の救済を速やかに進める。 	<p>○旧社会保険庁当時の平成21年12月より厚生年金受給者等に対し、「厚生年金加入記録のお知らせ」の送付を開始し、標準報酬を含む年金記録に関する情報の提供を行いました。(平成22年3月末までに約920万人へ送付。最終的には、平成22年11月までに、厚生年金受給者等約2,800万人に送付予定。)</p> <p>○従業員であった方の事案であって、本人が所有する給与明細書等や雇用保険の記録等により勤務や給与の実態が確認できる場合や、不適正な処理の可能性のある記録(約6.9万件)について、一定の条件を満たす場合については、年金記録確認第三者委員会へ送付することなく、年金事務所において記録回復を行うことにより、速やかな年金額の回復を図りました。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>平成22年3月末現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・年金事務所における記録回復の実績(累計)</td> <td style="text-align: right;">873件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">うち、厚生年金受給者(約2万件)の戸別訪問による 確認・調査の結果、記録回復したもの</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">555件</td> </tr> </table> </div>	・年金事務所における記録回復の実績(累計)	873件	うち、厚生年金受給者(約2万件)の戸別訪問による 確認・調査の結果、記録回復したもの	555件
・年金事務所における記録回復の実績(累計)	873件				
うち、厚生年金受給者(約2万件)の戸別訪問による 確認・調査の結果、記録回復したもの	555件				